

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 避難所運営マニュアル作成指針

令和2年9月
(令和3年9月改定)
茨城県

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、今後もウイルスとの共生を前提に社会経済活動を行っていく必要があることから、避難所の開設、運営に当たっても、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染症対策を徹底する必要があります。

このため、県では、市町村避難所運営マニュアル基本モデルの追加資料として、国や県の関連通知等をもとに本指針を作成しました。

市町村においては、本指針を活用し、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮した上で、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル等の作成、更新をお願いいたします。

また、マニュアル等の作成、更新と併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営について、あらかじめシミュレーションを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本指針は、新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項をまとめたものであり、避難所の運営に関する基本的な事項については、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を参考としていただきますよう、お願いいたします。

令和2年9月

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課

目 次

1 平時からの対応

- (1) 住民への周知
- (2) 避難所の確保
- (3) 避難所レイアウトの検討
- (4) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握
- (5) 避難者の健康管理の検討
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者が発生した場合の対応の検討
- (7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応の検討
- (8) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者への対応の検討
- (9) 車両避難者（車中泊者）への対応
- (10) 避難所運営を行う職員等の安全の確保等

2 災害時（避難所開設時）の対応

- (1) 住民への周知
- (2) 避難所における感染症対策
- (3) 避難者等の健康管理
- (4) 発熱者等の対応
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者が発生した場合の対応
- (6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応
- (7) 車両避難者（車中泊者）への対応
- (8) 差別や偏見を防ぐ対策

様式集

- 受付時健康状態チェックリスト（例）
- 避難者健康チェックシート（例）
- 避難所来所者名簿

様式集（多言語版：英語、中国語（簡体字）、韓国語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、やさしい日本語）

- 受付時健康状態チェックリスト（例）
- 避難者健康チェックシート（例）

1 平時からの対応

(1) 住民への周知

住民が平時から確認、検討すべき以下の事項について広く周知する。

- 分散避難の検討
 - ・ 可能な場合には親戚宅や知人宅等への避難を検討すること。
 - ・ やむを得ず車中泊をする場合には、周囲の浸水等の状況や、エコノミークラス症候群対策にも十分留意すること。
- 指定緊急避難場所や指定避難所、体調不良者用避難所の確認
 - ・ 指定緊急避難場所や指定避難所が変更、増設されている可能性があるため、市町村ホームページ等で確認すること。
 - ・ 市町村によっては体調不良者用の避難所を設定している可能性があるため、市町村ホームページ等で確認すること。
- 感染症対策用物品の持参
 - ・ 避難所の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認に必要なマスク、体温計、アルコール手指消毒薬、スリッパ及び清潔品（タオル、歯ブラシ、石鹸）、防寒着（避難所は換気するため、夏場でも夜は冷える可能性がある）、ゴミ袋等、避難生活に必要なものを可能な限り持参すること。ただし、緊急避難が迫っている場合には、これらの準備がなくてもすぐに避難行動をとること。
- 発熱や咳等の症状がある場合の報告
 - ・ 避難の際、発熱や咳等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。

(2) 避難所の確保

- 指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の確保
 - ・ より多くの避難スペースを確保するため、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。
 - ・ 指定避難所以外の公共施設等の活用も検討する。
 - ・ 地域の実情に応じて、国・県・市町村有施設等の利用やホテル・旅館等の活用を検討し、その際には事前に協定の締結等を行うよう努める。
 - ・ 臨時避難所を確保するに当たっては、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮する。
 - ・ 臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施。）
 - ・ 臨時避難所を開設する場合を想定して、より多くの避難所運営職員を確保するとともに、職員等の具体的な役割分担、手順を確認する。

○ 体調不良者用避難所等の確保

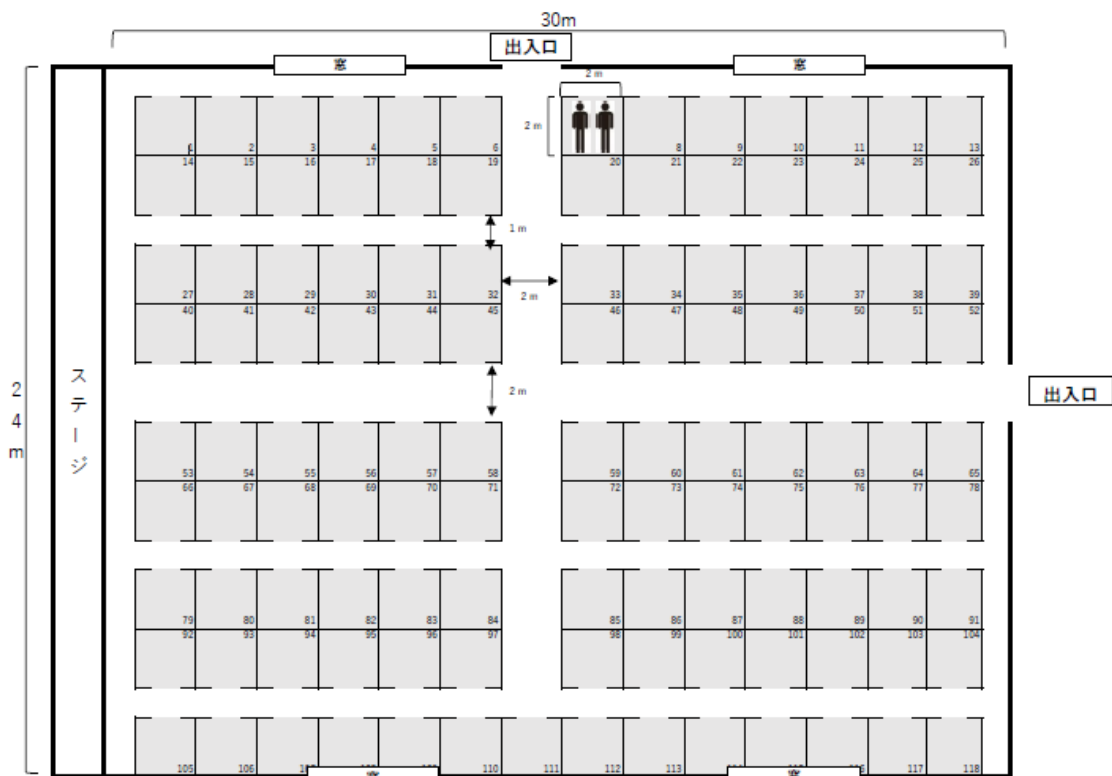
- ・ 感染予防と医療・保健活動のしやすさを考慮し、発熱や咳等のある者の専用の避難所（体調不良者用避難所）を事前に設定することを検討する。
- ・ 体調不良者用避難所を設定することが困難な場合は、発熱者等の専用のスペース及びトイレを確保し、そのスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討し、専用のトイレの確保が困難な場合は仮設トイレ等の確保を検討する。
- ・ 体調不良者用避難所や専用スペースを設定する場合は、人権に配慮して「感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること」を含め、あらかじめ住民に十分周知する。
- ・ 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- ・ 個室を確保することがどうしても困難な場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート及びテント等を準備する。
- ・ 学校が指定避難所の場合、体育館以外の教室等の活用も検討する。

(3) 避難所レイアウトの検討

- ・ 避難所ごとのレイアウトについて、以下の図をもとに、各避難所のレイアウトを検討・作成の上、事前に訓練やシミュレーションを行う。

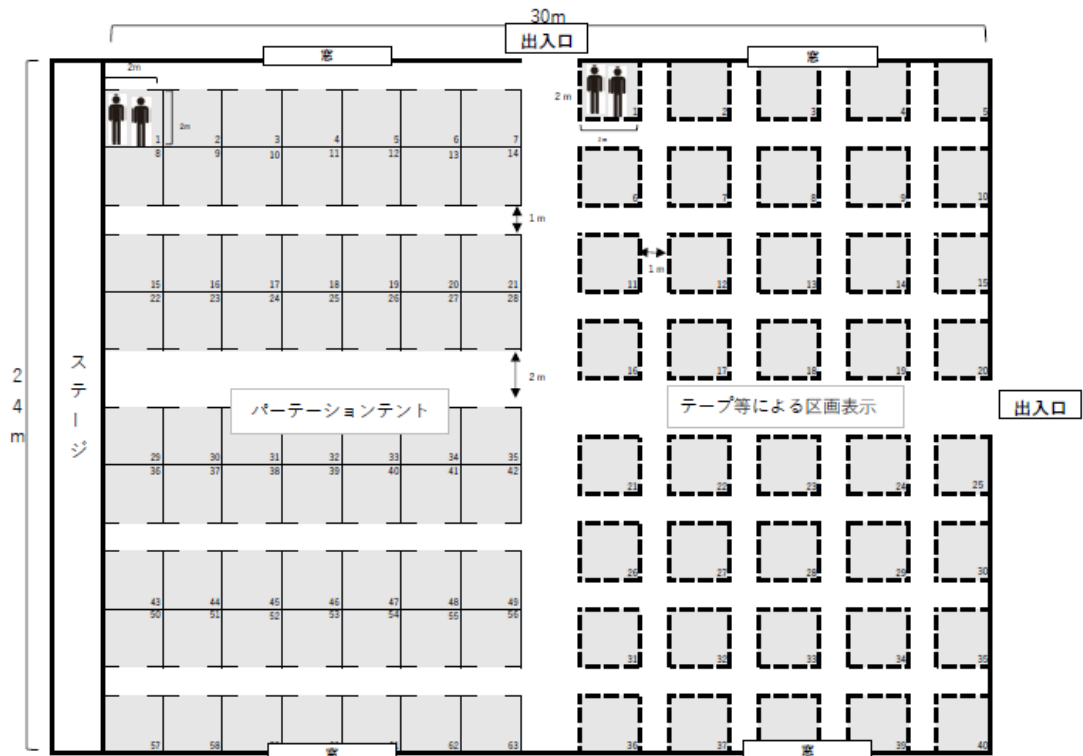
(例1) パーティションテントを活用したレイアウト

○総面積720㎡ (30m×24m) ○収容可能人数=236人 ○1人あたりの居住面積（通路含む）約3.0㎡/人



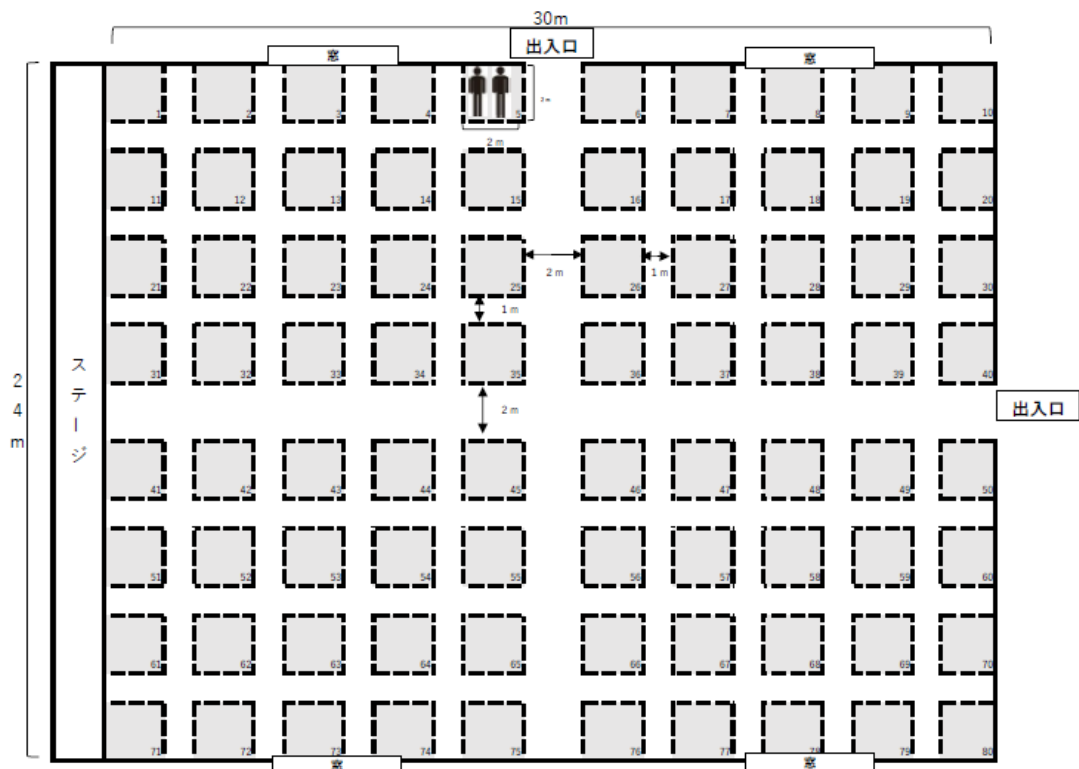
(例2) パーテーションを一部活用したレイアウト

○総面積720㎡ (30m×24m) ○収容可能人数=206人 ○1人あたりの居住面積 (通路含む) 約3.5㎡/人



(例3) テープ等による区画表示をしたレイアウト

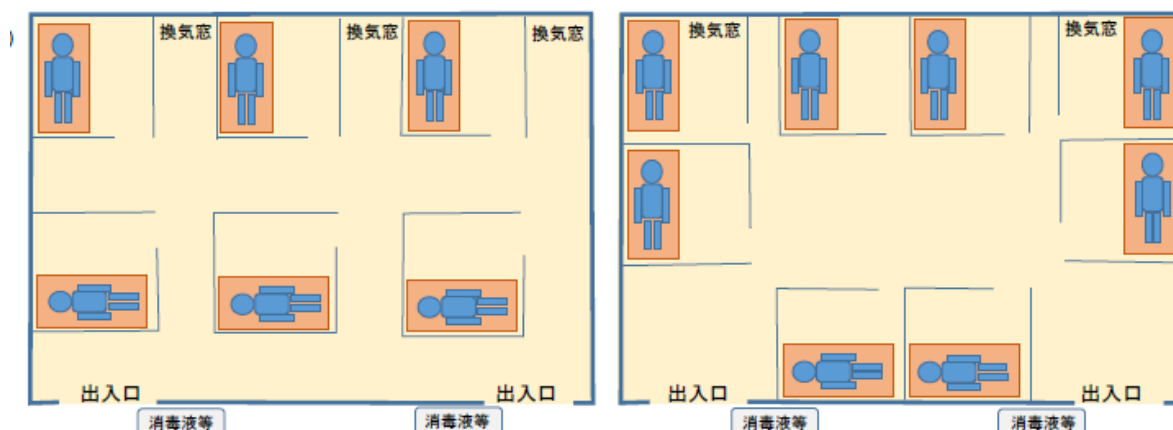
○総面積720㎡ (30m×24m) ○収容可能人数=160人 ○1人あたりの居住面積 (通路含む) 約4.5㎡/人





内閣府資料より抜粋

- ・ テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。
- ・ 発熱、咳等の症状がある者や濃厚接触者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。
- ・ 発熱、咳等の症状がある者や濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合は、以下の図を参考に、パーティションで区切るなどの工夫をする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

内閣府資料より抜粋

- ・ 受付場所のレイアウトについても検討する。(例. 検温と名簿の記入場所を分ける、受付テントを建物の窓の付近に設置しない 等)
 - ・ **避難所では居住スペース以外に受付や更衣室、物資保管場所等を確保することが望まれる。**
 - ・ レイアウトを検討後、保健師等の専門家の確認を受ける。事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにする。
- ※ 一般的な避難所レイアウト(例)については、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」の5ページから6ページ及び8ページから13ページを参照

(4) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

- 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。
- 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
 - ・ 基本的な感染症対策用品：マスク、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、ハンドソープ、ペーパータオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、家庭用洗剤、上履き（スリッパ）、ごみ袋、蓋つきごみ箱（足踏み式） など
 - ・ 避難者等の健康管理用：非接触型体温計、血圧計 など
 - ・ 避難所運営スタッフの防護用：目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル等）、使い捨て（掃除用）手袋、長袖ガウン（ごみ袋での手作り、カッパでの代用も可） など
 - ・ その他資材：パーティション、段ボールベッド、ビニールシート、テント、仮設トイレ など

※ 新型コロナウイルス感染症の状況に限らず、事前に準備しておくことが適当な物資・資材等については、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」6ページを参照

(5) 避難者の健康管理の検討

- ・ 避難者を避難所に受け入れる際の健康状態の確認方法を検討する。（別添様式「受入時健康状態チェックリスト（例）」も参考）
- ・ 避難所受入時に加え、避難後の避難者の定期的な健康状態の確認方法を検討する。（別添様式「避難者健康チェックシート（例）」も参考）
- ・ 避難所内には手指衛生、マスク着用、咳エチケット等の掲示（別添掲示様式参照）や避難者の密集を極力避け、互いの距離を1～2m以上とるよう促す注意書き等を準備する。
- ・ 保健師等による避難所巡回（車中泊、テント泊含む。）など、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。
- ・ 避難所内で発熱等の有症状者が出た場合には、必要に応じて速やかに保健師による問診を行う等、具体的な対応方法を検討する。
- ・ 避難所で感染者が発生した場合に、ボランティア等の不特定の来所者や、すでに退所した者に対する注意喚起を行えるよう、避難所となる施設での「いばらきアマビエちゃん」の登録について、施設管理者と検討、協議する。

（参考 「いばらきアマビエちゃん」概要）

「いばらきアマビエちゃん」は、ガイドラインに沿って感染防止に取

り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合に、その感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステム。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者が発生した場合の対応の検討

- 当該避難者の速やかな隔離方法や対応職員等の防護体制のほか、その他の避難者への対応方法等を、保健師や保健所等と連携し、検討する。

(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応の検討

- 当該避難者を、避難所から宿泊療養施設等へ移送する際の連絡手段や一時隔離方法、移送手段等の対応について、保健師や保健所等と連携し、検討する。
- 当該避難者が避難所を利用した際の、共用部の清掃方法や滞在スペースの消毒方法についても、保健師や保健所等と連携し、検討する。

(8) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者への対応の検討

自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の軽症者への対応については、原則として、各保健所が宿泊療養施設又は医療機関への避難を誘導する。(保健所設置市の患者は除く)

(9) 車両避難者(車中泊者)への対応の検討

新型コロナウイルス感染症状況下においては、やむを得ず車両避難者が避難所に来所することが想定されることから、以下の事項等について対応を検討する。

○ 車両スペースの確保

- できる限り施設内の駐車場など、一か所にまとめて車両スペースを確保し、トラブル防止のため各車両の駐車位置を指定する。夜間の安全確保のため、照明のある場所が望ましい。
- 車両避難者に対し、物資や食料の配布場所(個別配布か、避難所に取りに来てもらうかも含めて)、保健師等による健康相談等を受けられる場所等の情報を提供する。その際、ナンバーや乗車人員などの車両避難者の情報を把握する。

○ 車両避難者の健康管理

- 保健師等の定期的な巡回
- エコノミークラス症候群の対策として、歩行や水分補給等を進める。
- 熱中症の対策として、車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をする。車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所

では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を車の中で一人にさせないようにする。

- 夜間等寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは避ける。

(10) 避難所運営を行う職員等の安全の確保等の検討

- 避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るためにも、「避難所感染症対策の手引き」(平成29年12月 茨城県保健福祉部)を活用するなど、感染症対策に係る知識や対応方法の習得に努める。
- 過密状態となることや感染拡大を避けようとして、避難者の身に危険が及ぶことがないよう、災害から命を守ることを最優先とした対応を避難所運営職員等に周知する。

2 災害時（避難所開設時）の対応

（1）住民への周知

- 1（1）記載の事項について、広く周知する。

（2）避難所における感染症対策

○ 受付時の対応

- 避難所へ到着した避難者については、マスク不着用者にはマスクを配布し着用を呼びかける。飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用するよう周知する。また、アルコール消毒液での手指の消毒や避難者間（家族間）の距離を1～2m程度開けることを呼びかける。
 - 一般の避難者用の避難所においては、避難所入口付近に受付を配置し、別添様式の「受付時健康状態チェックリスト（例）」などを活用や、非接触型体温計で検温を実施する。
 - 発熱者等と健康な者を分け、必要に応じて体調不良者用避難所や専用スペースへ誘導する。
 - 受付簿と避難スペースのレイアウト図を紐づけて管理する等、所在をしっかりと把握し、避難状態が解消した後でも必要に応じて連絡が取れるようにしておく。
 - 避難者に屋外で受付を長時間待たせておくことが風雨のために適当でない場合には、濃厚接触者及び新型コロナウイルス感染者については体調不良者用避難所や専用スペースに避難させ、それ以外の避難者はいったん屋内に避難させた上で健康チェックを行うことも検討する。
 - 別添様式の「避難所来所者名簿」を活用し、避難所への来所者（ボランティア、在宅避難者等）を確実に把握する。
- ※ 平常時の受付対応については、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を参照

○ 避難所の衛生環境の確保

- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と流水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処置後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。また、ポスターを掲示する等し、十分に周知する。
- 水を十分に確保することが困難で、手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、こまめな手指の消毒の実施を周知する。
- 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等、特にド

アノブやスイッチ、手すりなど不特定多数の者が手を触れる箇所は定期的に、又は目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤や消毒液、次亜塩素酸を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

- トイレは目に見える汚物があればその都度、又は汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液を使用して清拭する。ドアノブ、水洗トイレのレバー等はこまめに消毒し、排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。また、洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示する。
- トイレの床は新型コロナウイルスが検出されやすいため、トイレ用のスリッパ（使い捨てスリッパ）を用意する。また、トイレの出入口に消毒マットを設置する。
- 避難所内は十分な換気に努める。可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分ける。内履きエリアでは、床の埃からの感染リスク低減のため上履き（スリッパ）の仕様を徹底し、また、外履きで入らないことを徹底する。
- 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生を呼びかけるものや咳エチケット及び「3密」回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。

○ 炊出し等の対応

- 炊出しや弁当の受取り、食事を行う場合には、調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事のとり方を行うことを周知する。
- 一人分ずつ小分けにして配ることや、食事をするときは、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座って食べるようにすることも検討する。
- 食事の置き場所の周辺や、お湯のポット等は定期的に消毒する。
- 発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への食事の受渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す。

（3）避難者等の健康管理

- 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は、別添様式「避難者健康チェックシート（例）」を適宜使用し、定期的に行う。発熱者等に対しても、同様式等を適宜使用し、健康状態の確認を行う。併せて、運営スタッフにも同様の確認を行う。
- 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

- 高齢者、基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報取扱いに十分留意する。）
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、発熱や咳等の症状がある者、感染症の症状がある者は、速やかに避難所職員等に申し出ることを周知する。
- 避難者の深部静脈血栓症（D T V）の予防のため、濃厚接触者を含め、定期的な軽い運動を推奨する。

（４）発熱者等の対応

- 発熱者等が出た場合の対応については、症状等を保健所や保健師に連絡、相談し、指示に従い、必要に応じて病院で診察を受けさせる。
- 発熱者等の健康状態を確認するため、保健師、看護師、医師の巡回・派遣が適切に行われるよう留意する。
- 症状が変化した場合などに備え、市町村の保健福祉部局や保健所等が避難所運営者から連絡、相談を受ける体制を確保する。
- 発熱者等や濃厚接触者と対応する際には、使い捨て手袋、マスク、目の防護具を適切に選択し、着用する。
- 発熱者等の体調不良者用避難所及び専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置し、当該スタッフには手袋等の防護具を着用させる。その他のスタッフは、体調不良者用避難所及び専用スペース等に立ち入らないようにする。

（５）新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者が発生した場合の対応

- 上記１（６）の検討に基づき、保健所や保健師に連絡、相談の上、対応する。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、検査待ちの当該発熱者等は、体調不良者用避難所又は専用スペースに移送することが基本だが、状況に応じて保健師、保健所等の指示に従うこと。

（６）避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

上記１（７）の検討に基づき保健所や保健師に連絡、相談の上、対応する。

（７）車両避難者（車中泊者）への対応

上記１（９）の検討に基づき対応する。

（８）差別や偏見を防ぐ対策

避難者は不安を抱えて避難しており、こうした中では差別や偏見が広がりやすい懸念があるため、特に注意する必要がある。

差別や偏見を防ぐためには、

- ・ 確かな情報を取得する。
 - ・ 差別的な発言や不確かなうわさには同調しない。
 - ・ 誰もがかかる可能性がある病気であることを理解する。
 - ・ 互いに労いの心を持ち敬意を払うなど、思いやりの気持ちを忘れない。
- ことが重要であり、こうしたことについての周知、啓発に努める。

※ 災害時の避難所運営に関する基本的な事項（開設に係るその他の事項、運営、閉鎖）については、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を参照
 （参考）新型コロナウイルス感染症対策時の避難フロー（例）

